

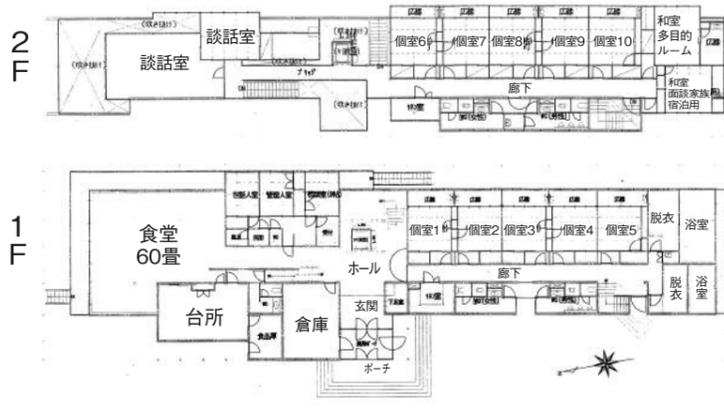


公益財団法人 いのちの森文化財団よりご寄附のお願い

いのちの森文化財団では皆様のご支援によって各事業が支えられており、以下①～④の活動に対するご支援・ご協力を広く皆様をお願いを致しております。何卒皆様の財政的なご支援をよろしくお願い申し上げます。

支援① 「高齢者のための生きがい創造」事業への寄附

いのちの森ホームホスピス(仮称)設計図 (下図は現存の建物の設計図ですが、今後増改築します)



いのちの森構想 高齢者の生きがい創造事業

本年はいよいよ「いのちの森」構想最終章として、今までご支援頂いてきました「高齢者の生きがい創造基金」を用いての事業展開が始まります。

すでに昨年はそのフィールドとして当財団の南隣に広がるNEC山荘(敷地2,700坪、建物地下1階、2階建て約300坪、テニスコート2面)の取得について所有者であるNEC健保組合と合意しており、現在その手続きと今後の計画等についても関係省庁との協議に入っております。



生活感と人間観、そして 尊敬と慈愛の思いを 重視します

さて、この高齢者のための生きがい創造基金の活用については、ここ数年間にわたり構想を積み重ねてきておりますが、既存のいわゆる特別養護老

人施設や老健施設、デイサービスセンターとは少し趣を異としております。障がいを持つ人々の施設においても医療施設においても根本的に異なるのは「生活感」と「人間観」にあるのではないかと考えております。



自宅にいるような ホームホスピスを目指します

制度にも問題はあるのですが、「畳の上で死にたい」という人間としてのやすらぎと尊厳を全うできるような死のあり方を模索し続けてきました。

入所者と職員というヒエラルキーの問題もあります。人間として老いるということは肉体的、精神的にも衰えること



は否めないとは思いますが「魂」(心・意識)の問題としてとらえ返せば、そこには尊敬と慈愛の思いがどうしても必要なのではと思います。家庭の延長線上に介護が問題なく存在すればよいのですが、残念ながら共倒れというのが現実です。

そこでホームホスピス的な生活空間として、まさしく学びと生活の場としてのコミュニティーの創設が求められているのではないかとと思うのです。



青年たちとの交流など 現在のいのちの森の活動に 連動した流れに… 21世紀型コミュニティーの創造



「いのちの森ホームホスピス」(仮称)はちょっとおしゃれな自宅をイメージした生活空間として設立準備に入っています。

この美しい大自然と様々な学びの機会、完全無農薬の野菜によるおいしい食事、若い青年たちとの交流などなど現在行われているいのちの森の活動に連動した流れの中に介護も存在できるような構想を21世紀のコミュニティーの創造として実現に向けて歩みはじめました。平成28年開設の計画です。改めて物心両面のご支援をお願い申し上げます。



支援② 社会復帰と自立のための 青少年育成活動への寄附



近年うつ、ひきこもり、不登校の青少年が増加していますが、経済的事情により社会復帰や自立の為の教育を受けることが困難な方が増えてきています。

自立・社会復帰を果たしたいという希望のある方々を対象にし、自立のための青少年育成事業を行って参りたいと思

います。現在、青少年育成公開講座や青少年育成・自立支援個別相談事業などの費用に充当しております。

支援③ 被災地の子供たちの教育 を支援する寄附



平成23年3月の東日本大震災の復興には相当な時間と労力と資金が必要で

すが、当財団では、各市町村の教育委員会と連携するなど、被災された子供たちの教育を支援致しております(平成23年度は、福島県南相馬市、宮城県登米市、岩手県陸前高田市、長野県栄村へ支援金合計180万円、物資30万円分を拠出)。また、平成24年～25年度は福島県南相馬市保育園へ6月～12月の期間に信州飯綱高原産自然農法野菜を毎週支援しました。

支援④ いのちの森の会費(一般寄附)

当財団が行う公益目的の事業である教育・文化事業に使用させていただきます。

【ご支援の方法】

- ▼郵便振替用紙にてお振込みの場合：振替用紙に寄附先①～④をご記入の上、お振込みをお願いいたします。
- ▼銀行振込み・電信振込みの場合：財団事務局まで以下の申込書をFAX・郵送・メールにてご送付の上、お振込みをお願いいたします。

【お振込み先】

- ゆうちょ銀行振替口座 00520-3-42181
- 八十二銀行 本店営業部 普通 1093531
- みずほ銀行 長野支店 普通 1991794
- いずれも名義は「公益財団法人 いのちの森文化財団」

■本財団への寄附は、税制上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。 また一部の自治体では、個人住民税の寄付金控除の対象となります。(詳細はお問合せ下さい)

●いのちの森文化財団は、特定公益増進法人です。

本財団は、長野県知事より「公益財団法人」としての認定(認定日は平成23年6月22日、法人登記日は同年7月1日)を受けておりますので、平成23年7月1日以降の本財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。また一部の自治体では、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

(注)特定公益増進法人とは、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与すると認定されたもので、同法人に対する個人又は法人の寄附は以下に示すとおり税法上の優遇措置が与えられています。

●個人寄附の場合(所得控除)

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち2千円を超える金額につき適用されます。
寄附金額 - 2千円 = 所得控除額 (←総所得金額等の40%相

当額が限度)

●法人寄附の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額と同額以上が別枠として、損金算入が認められます。

例：「資本金が1億円、年中の所得金額が1,000万円」の場合
(A)一般損金算入限度額 = {(100,000,000円×2.5/1000) + (10,000,000円×2.5/100)}×0.5=250,000円

(B)別枠の損金算入限度額 = (100,000,000円×2.5/1000 + 10,000,000円×5.0/100)×0.5=375,000円

したがって、(A)(B)の合計金額((A)+(B))=625,000円(の損金算入が認められます。

※申告の際、必要書類の発行は、上記本財団事務局までお問い合わせ下さい。また、詳細についてはお近くの税務署にお問い合わせ下さい。



公益財団法人 いのちの森文化財団
〒380-0888 長野市飯綱高原2471-2198 TEL 026-239-0010 FAX 026-239-0011
E-mail zaidan@inochinomori.or.jp URL http://inochinomori.or.jp

公益財団法人 いのちの森文化財団 寄附申込書 送信先→FAX 026-239-0011 または、上記住所・e-mail 申込日：平成 年 月 日

(寄附の内容を上記の①・②・③・④のうちいずれかよりお選び頂き、○印をお付け下さい)

寄附金額	円	寄附内容	①・②・③・④	氏名	男	女
〒						
住所	ご職業		e-mail			

TEL FAX 携帯電話

※法人でのご支援の場合、法人の住所、法人名、代表者名をご記入下さい。